

三島市佐野体験農園利用上の注意事項

《利用時間》

期 間	開 園 時 間	備考
3月1日から10月31日までの間	午前8時から午後6時まで	夏期
11月1日から 2月28日までの間	午前8時30分から午後4時まで	冬期

《休園日》

区 分	休 園 内 容
定 休 日	毎週月曜（月曜日が祝日の場合は、その翌日）
休 業 日	12月29日から1月3日まで

《遵守事項》

- 1 区画及び隣接通路を常に良好な状態に保つよう努めること。
- 2 市民農園の施設、備品等を損傷し、又は汚損しないこと。
- 3 区画内に建物及び工作物を設置しないこと。
- 4 多年生の作物及び樹木を栽培しないこと。
- 5 営利を図る目的で使用しないこと。
- 6 区画を第三者へ譲渡、又は転貸しないこと。
- 7 区画の形状を変更し、当該区画以外に立ち入り、又は他の借受人若しくはこれに隣接する土地所有者に迷惑を及ぼさないこと。
- 8 火気を使用しないこと。
- 9 原則有機農業による圃場としているため、農業指導員が指導する化学肥料・農薬以外は使用しないこと。
- 10 近隣住民の迷惑にならないよう、利用時間を厳守し、騒音・車の速度などに配慮すること。

《その他》

- 1 上記の遵守事項に違反したとき、指定期日までに貸付料を納付しない場合、市民農園の適正な管理に著しい支障があると認められるときは、貸付契約を解除することがあります。
- 2 栽培作物その他資材等に損害又は事故があった場合でも、補償はいたしません。
- 3 農作業で出た残渣以外のゴミは、必ず自宅に持ち帰って処理してください。
- 4 利用期間終了時には、作物やゴミ等を撤去して農園を返還していただきます。
- 5 原則貸付料の還付はしません。
- 6 借受人からの要望による区画の変更には応じられません。
- 7 管理人不在日は雨水タンクに水を補充することができないため、なるべく各区画近くの散水栓のご使用を控えていただきますようご協力お願いいたします。不在日は貸農具庫付近の壁に随時掲示します。